

世田谷区
「新しい日常における保育」
対応ガイドライン

抜粋版

令和2年9月30日

令和3年2月3日

令和3年4月23日

世田谷区保育部

～はじめに～

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染防止を行い、園内におけるり患者やクラスターの発生防止を図ることを目的に策定するもので、随時更新を図ってまいります。実施にあたっては、以下の視点に十分配慮したうえで実施し、保育の質の維持にも努めるようにしてください。

区では、これまでの区内での感染者数の動向や保育所等の対応を踏まえ、「感染状況に応じた保育の対応」（以下参照）を定め、今後は、それに基づき、対応をしていくことといたします。

世田谷区保育部

感染状況に対応した保育の対応					【別紙】 4月23日第3版	
	保育対応レベル	移行判断の目安	登園のあり方 率目安	登園	保育料の 取り扱い	保育の状況等
感染拡大期	レベル3	新たな区内感染者が著しく増加し、区内において、保育施設等の休園が同時期に複数園発生	休園措置（応急保育）	5%	保育料 日割 対応	「新しい日常における保育」 ◎社会生活維持者等への応急保育 ◎規模を縮小した保育（縮小保育）
			登園自粛要請	25%		
	レベル2	新たな区内感染者が減少し、感染経路を追えているなどの状況を踏まえ、レベル3から概ね1～2か月経過後	登園自粛のお願い	60%		
	レベル1	新たな区内感染者の増加が抑えられ、レベル2の状況から概ね1か月程度経過後	家庭保育協力をお願い ○登園日数の減 ○保育時間短縮	80%	～100%	◎通常保育 感染予防と保育の質を両立し、子ども一人ひとりの心身共に健やかな成長と発達を保障する。
◆今後、区の感染状況に応じて、移行判断の目安や登園のあり方等を変更する可能性がある。						
◆園において感染者が確認された場合は当該園の休園措置を検討する。						

目次

第1章 本ガイドラインの位置づけ	・・・・・・・・P1
第2章 通常保育について（保育対応レベル1 想定）	
1. 保育所等における基本的な新型コロナウイルス感染症対策	
（1）感染源を持ち込まない	
【子ども・保護者の健康管理】	・・・・・・・・P3
【職員の健康管理】	・・・・・・・・P4
【委託業者等への対応】	・・・・・・・・P4
【施設見学者への対応】	・・・・・・・・P4
【実習生の受け入れ対応】	・・・・・・・・P5
（2）感染経路を断つこと	
①手洗い	・・・・・・・・P5
②咳エチケット（職員及び子どものマスクの着用について）	・・・・・・・・P6
③消毒	・・・・・・・・P7
（3）健康教育を実施し、身体機能を高めること	・・・・・・・・P8
2. 具体的な保育場面や保育運営上での感染予防策について	
（1）園児の登降園の送迎について	・・・・・・・・P9
（2）室内活動について	・・・・・・・・P9
（3）外遊び・散歩について	・・・・・・・・P10
（4）給食について	・・・・・・・・P11
（5）排泄について	・・・・・・・・P12
（6）午睡について	・・・・・・・・P13
（7）行事等について	・・・・・・・・P13
（8）地域の保護者等に対する子育て支援について	・・・・・・・・P13
（9）衛生管理・換気について	・・・・・・・・P14
（10）職員関連事項について	・・・・・・・・P15
3. 子ども・保護者・職員への支援（保育対応レベル1～3共通）	
（1）子ども・保護者の心のケアについて	・・・・・・・・P15
（2）職員への支援について	・・・・・・・・P17

参考文献等

第1章 本ガイドラインの位置づけ

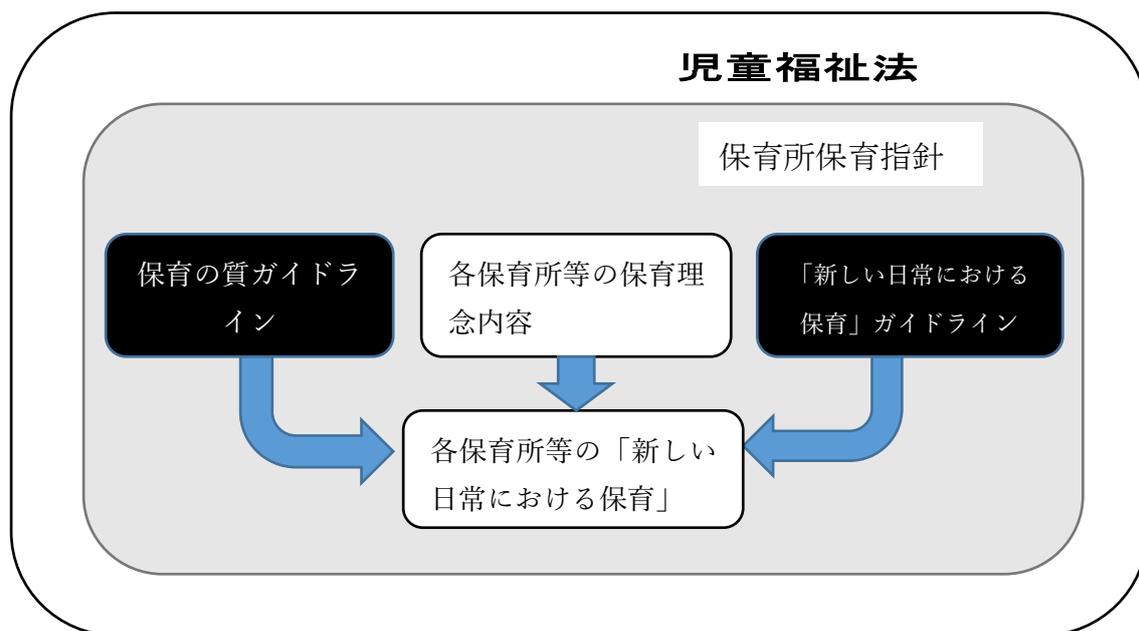
本ガイドラインは、保育所等において新型コロナウイルス感染症予防を図ることを目的としていますが、一方で、区全体の保育所等での保育の質の維持・向上を目指す、「世田谷区保育の質ガイドライン」を定めています。

感染状況レベルによって、縮小保育や応急保育など急な保育の変更をお願いすることが今後もあるかもしれませんが、各保育施設において可能な範囲で感染状況に応じた感染拡大防止策をとりながら、子どもの生活や育ちになるべく影響が及ばないように保育の質の維持・向上を目指すことが、「新しい日常における保育」になっていくと考えます。

本ガイドラインの記載内容については、「新しい日常における保育」の検討会で現場の先生方からいただいたご意見をできるだけ反映しながら、保育の質の維持・向上に取り組むことで、感染予防にもつながるという新しい視点も盛り込んでいます。また、各園における多くの実践例もいただきましたので、それは別途、事例集としてまとめました。

各保育施設において、今一度、今後の保育のあり方について考えていただき、各保育施設にあった形で、柔軟に本ガイドラインを活用し、with コロナの時代の「新しい日常における保育」を行っていただければと思います。

なお、本ガイドラインは、令和3年1月時点での情報に基づき作成したのですが、今後新たに情報が得られた場合には随時見直しを行っていくことといたします。



第2章 通常保育について（保育対応レベル1 想定）

1、保育所等における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

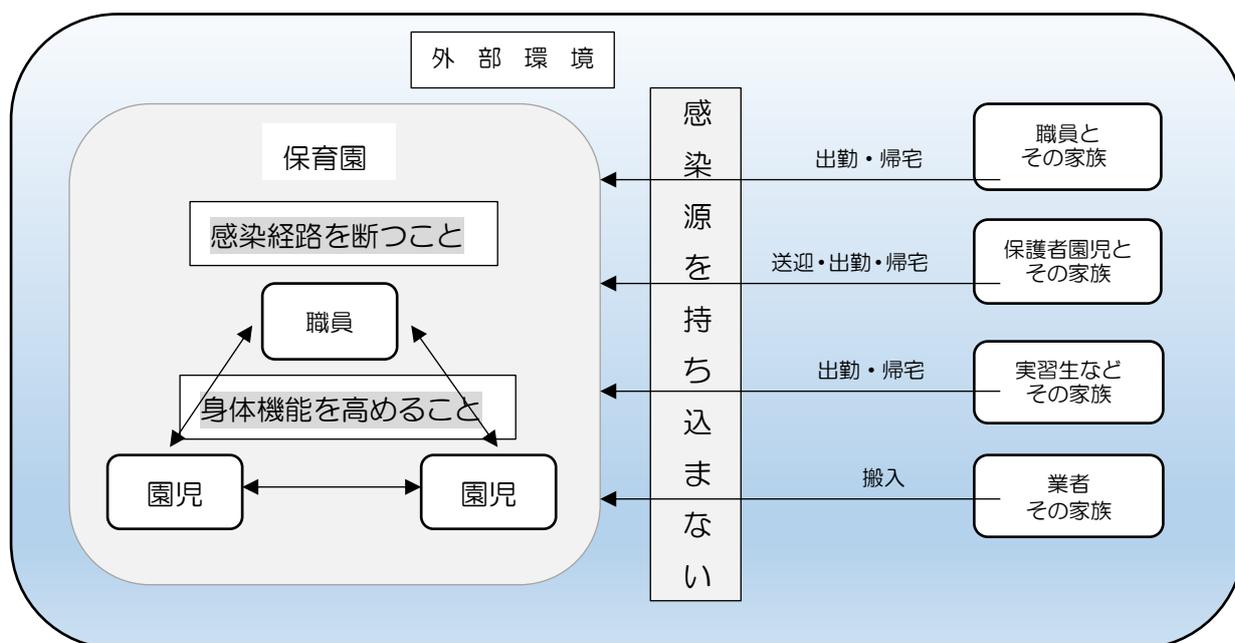
保育所等における基本的な感染症対策については「保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）」に沿って行うこととなりますが、新型コロナウイルス感染症は、新しい感染症であり、現時点で判明している対策を取っていくことが重要となります。

将来的にワクチンや治療薬が開発されるまでは、再度感染が拡大する可能性があります。このため、長丁場に備え、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」をできる限り避けるために、ソーシャルディスタンスに代表される「新しい生活様式」を可能な範囲で園生活に取り入れていくことが大事になってきます。

●基本的な感染症対策の実施

感染症対策の3つのポイントを踏まえ、取り組みを行いましょう。

- (1) 感染源を持ち込まない
- (2) 感染経路を断つこと（感染源の排除）
- (3) 健康教育を実施し、身体機能を高めること



(1) 感染源を持ち込まない

【子ども・保護者の健康管理】

①発熱や呼吸器症状等がある場合には登園を控えてもらう

登園前に必ず子ども本人、家族が検温し、発熱や呼吸器症状等がある場合には、園児・保護者（その家族も含む）の登園を控え、自宅で休養するようお願いしてください。

また、過去に発熱した場合、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてもらうようお願いしてください。

ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合は、その限りではありません。

（事務連絡 令和2年5月14日付厚生労働省「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」に基づく）

〈留意点〉

- ・ 体調面について、丁寧に聞き取る。
- ・ 発熱がある場合は、登園を控えるようお願いするが、発熱の判断をする際には、乳幼児は体温調整が未熟なこと、平熱に個人差があることを踏まえ、柔軟に対応する。
- ・ 家族に体調不良者がいる場合は、丁寧に聞き取りをして早い段階での情報把握に努める。

②基礎疾患のある子ども、医療的ケア児への対応

医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者もあり、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談のうえ、その指示に従ってください。また、登園時においては、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意してください。なお、医療的ケアを必要としないものの、基礎疾患のある子どもについても同様の対応としてください。（事務連絡 令和3年1月7日付厚生労働省「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第八報）」に基づく）

③保育中の健康状態の把握

登園時、園児等の検温結果及び健康状態を把握します。登園時の健康状態の把握には、連絡帳の利用や「健康観察表」などを作成し、活用してください。家庭で体温や健康状態を確認できなかった園児等については、登園時に職員が検温及び健康観察等を行ってください。また、保護者に家族の方の健康状態の確認も行

いましょう。

一日の中で、子どもの状態を把握して、体調チェックを行ってください。発熱等があれば、別室で保育し、留意事項を参考にしながら、保護者に連絡、迎えをお願いするようにしましょう。

〈留意点〉

- 保護者と確実に連絡が取れるようにしておく。
- 子ども一人ひとりの様子を確認し、いつもと様子が異なる場合は、すぐに対応できるようにする。
- 家族に体調不良者がいる場合は、丁寧に聞き取りをして早い段階での情報把握に努める。
- 保育中の子どもの発熱については、平熱に個人差があることや体温調節が未熟なことに留意し、水分補給等を行い、様子を見ながら総合的に判断していく。

【職員の健康管理】

- ①毎朝検温し、体調確認を行い、発熱・体調不良等あれば、出勤をやめ、施設長に報告してください。また、職員と同居の家族についても同様の症状があるときは、出勤を控えるようにしてください。
- ②過去に発熱した場合、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは出勤を控えるようにしてください。

〈留意点〉

- 該当する職員については、施設長への報告により確実な把握が行われるようにする。また、施設長は各職員の日々の健康状態を記録に取っておくことが望ましい。

【委託業者等への対応】

物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合（工事等）については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には、立ち入りを断ってください。また、マスクの着用もお願いしてください。

給食食材の搬入者にも、健康管理について協力をお願いするようにしてください。

【施設見学者への対応】

地域の感染状況、園の運営体制に応じて、一日の見学可能数を決めたり、玄関や事務室等、施設の限られた場所に対応するなど、密になる状況を避ける対応を

心がけてください。見学者が施設内に立ち入る場合は、その前に健康確認を行い、マスク着用をお願いしてください。

〈留意点〉

- 見学者の記録（連絡先等）を取っておき、何かあった場合に確認が取れるようにしておくことが望ましい。
- 保育室内の立ち入りは、当面の間、避けることが望ましい。保育室の様子、保育の様子等をまとめた資料を用意し、園の概要や見学時によくある質問をQ Aにまとめ、配布するなどの工夫を行う。
- 対応時間をなるべく短くし、具体的な相談や質問等は電話対応に切り替え、滞在時間を短くする。

【実習生の受け入れ対応】

実習生を受け入れる際には、保育園の状況、感染予防策をしっかりと伝え、実習開始2週間前から健康記録をとってもらい、健康状態を確認してください。

実習期間中は、健康状態を記載してもらうようにし、マスクの着用、手指消毒の徹底、健康管理に十分気を付ける（不要不急の外出を避ける等）ことを実習生に伝えてください。

発熱や体調が悪い時には、無理せず、園に来る前に連絡し、実習を中止することを伝えてください。

（2）感染経路を断つこと（感染源の排除）

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を断つ（感染源の排除）ためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

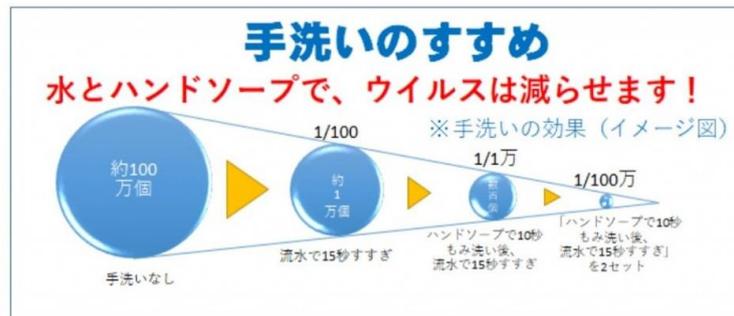
①手洗い

接触感染の仕組みについて年齢差に考慮しながら、幼児を中心に伝え、手指で目、

鼻、口をできるだけ触らないように教えるとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から保育室に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。手洗いの方法についても、職員が園児と一緒に実践するようにしてください。また、手を拭く際にはペーパータオルを使用することが望ましいです。

まだ手をうまく洗えない乳児については、職員と一緒に洗ったり、銘々のおしぼりで拭く等、十分に配慮してください。

また、手洗いをを行う際も人数を分けて、間隔を空けて並ぶなどの工夫をお願いします。



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

〈留意点〉

- 手拭きタオルの共有はしない。タオルは隣同士触れ合わないようにかける。手を拭きに行くことで子どもが集中し、他児のタオルに触れるようなことがなければタオルの使用は可。
- 職員は複数の子どもを介するので、ペーパータオル使用が望ましい。
- ペーパーホルダーについては衛生面から取り出し口を下向きに設置することが望ましい。
- ペーパータオルを子どもが使用する場合は使用方法も丁寧に伝え、物を大切にしている気持ちも育てていく。

②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

飛沫感染をできる限り防ぐために、咳エチケットを実施できるように、幼児を中心に年齢差に配慮しながら、咳エチケットの内容を伝えてください。

【職員及び子ども・保護者のマスク着用について】

- 職員はマスクを適切に着用するようにしましょう。
- マスク着用しながらの保育にあたっては、子どもが職員の表情が見えないことで不安を感じるようになる場合もあるので、職員同士で連携して子どもを見守り、声掛けをしていきましょう。
- 送迎する保護者にもマスク着用を呼びかけ、協力をお願いしてください。
- 子どものマスク着用については、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから一律にマスクを着用することは求めています（厚生労働省通知に基づく）が、家庭からマスクを着用してきた場合はその限りではありません。

〈留意点〉

- ・ 職員のマスク着用及び園児がマスクを着用してきた場合、夏季は熱中症予防対策を十分に行うこととする。
- ・ 職員は、マスクを着用することを基本とするものの、保育の必要上、マスクを外すことがある場合は、事前に保護者に伝えて理解を求める。
- ・ 低年齢児（2歳未満児）のマスク着用は熱がこもり、熱中症のリスクが高まる等、健康に過ごすうえでのリスクが指摘されているため、着用しないようにする。
- ・ 2歳以上の場合であっても、家庭からマスクを着用してきた場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください（なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています）。（厚生労働省通知に基づく）
- ・ 園児がマスクを着用してきた場合、マスクを外す際は、袋に入れる等の工夫をし、他園児が触らないようにする。

③消毒

保育室やトイレなど園児が利用する場所のうち、特に多くの園児が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、原則として、1日1回以上塩素系漂白剤《次亜塩素酸ナトリウム：濃度0.02%※1、ただし、流行期（感染が拡大している時期）においては、濃度0.05%》を使用して、清拭してください。

保育所等では、様々なものを共用しており、遊具や物品の共用を避けることができれば、避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、園児が使用した後には手洗いをするように伝えてください。

また、職員が使用する事務室（共用パソコン、プリンター、電話等）、休憩室、職員トイレ等によく触れる場所についても、適宜消毒を行ってください。

※1 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン～別添2 保育所における消毒の種類と方法」に基づく。(濃度 0.05%では、金属が腐食するおそれがあるため再度の水拭きが必要だが、濃度 0.02%は 1 度拭きでの対応が可能。)

〈参考〉

新型コロナウイルスの残存期間について

- ・エアロゾル(空气中に漂う微細な粒子)では3時間まで、プラスチックやステンレスの表面では72時間まで、銅の表面では4時間以降、段ボールの表面では24時間以降は生存が確認されなかった。

(国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」より抜粋)

(3) 健康教育を実施し、身体機能を高めること

感染症を防ぐためには、子どもが自分の体や健康に関心を持ち、身体機能を高めていくことが大切です。特に、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスのとれた食事」等の生活習慣が身につくよう、日々の生活で幼児を中心に、子どもに丁寧に繰り返し伝え、自ら行うことができるよう、保育内容の検討をお願いします。

また、低年齢児が自己管理することは非常に難しいため、家庭へも、お便り等で上記の重要性を伝え、家庭においても感染予防、病気の早期発見等ができるように協力をお願いします、家庭と連携しながら健康教育を進めていくことが重要となります。

このような取り組みの中で、新型コロナウイルスのみならず、子ども自身が身体や健康について、前向きに関心を持つよい機会としていきましょう。

2、具体的な保育場面や保育運営上での感染予防策について

「新しい日常における保育」検討会では、委員から、「感染予防と保育の質が敵対するのではなく、お互いに両立することが大事である。そのためには、各保育施設において様々な場面での保育のあり方をもう一度見直し、子ども一人ひとりに寄り添った保育の質を追求することが結果として、感染予防にもつながるのではないか」というご意見をいただきました。

世田谷区保育の質ガイドラインにおいても、各保育所等における保育内容の基本は、『子どものための、子どもを中心とした』保育を展開することですと規定されています。

ここでは、具体的な保育項目ごとに必要と考えられる感染症予防策をまとめました

ので、「感染予防」と「子どものための、子どもを中心とした保育」の両立を図ると
いう視点から、各保育施設でご検討いただき、施設状況や職員体制などに応じて、必
要な部分を取り入れ、柔軟に活用していただければと思います。

(1) 園児の登降園の送迎について

レベル2～3で行っていた玄関やテラスでの受け入れを園の状況に応じて、徐々に
通常の受け入れに戻すことを可能とします。その際も保護者と子どもの手洗い、もし
くは手指消毒については徹底してください。

子どもの体調把握のため、朝夕の勤務当番とクラス担任との情報共有・伝達を確実
に行うようにしましょう。

子どもの年齢や発達に合わせて、自分でできることを自ら行えるように職員が見守
りながら、必要な時は援助することで、身支度や身の自立に繋げる機会と捉えるこ
ともよいと思います。

〈留意点〉

- 各園の施設の状況に応じて、可能な範囲で保護者の室内の出入りを少なくす
る工夫と動線を考えていく。保護者にも密を避ける行動を意識してもらうよ
うに継続して働きかける。
- 保護者が長時間施設内で過ごさずに済むように、朝の支度の方法を検討する。
(持ち物を減らす等)
- 引き渡し後もできる限り速やかに帰宅するように促していく。
- 受け入れ・引き渡し時の密状況を避けるために、聞き取り内容を共通化し、短
時間で漏れのない方法を検討する。

(2) 室内活動について

①保育環境について

室内活動では子どもが密集、密接の状況になりやすく、感染予防が難しい点も
ありますが、制限を多くかけるのではなく、以下の点を基本に検討をお願いします。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">• じっくりと遊ぶことができる環境を作る• 子どもが自ら興味・関心を持ち、関わりたくなるような保育環境
を整え、充実させる |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



各保育施設に応じた上記の保育環境を目指すことで、子どもが遊びこみ、自然
と分散し、密を避けられるようになる。また、落ち着いた保育環境下では、職員
が衛生環境を整えたり、子どもの健康状態を把握したりする時間も確保できるよ
うになるのではないのでしょうか。

〈留意点〉

- 子どもの発達、興味に合ったコーナーを充実させることで、自然に遊びの分散が図られるようにする。
- 子どもが間近で向かい合わないよう配慮した遊具等の設置の工夫や職員の援助を行う。

②子どもと職員との関わりについて

特に乳児は、関わりを求めてくるなど、密が避けられない年齢ではありますが、わらべうたや手遊びなどのふれあい遊びは発達上、大切なものなので、下記〈留意点〉を参考のうえ、過敏になりすぎないように、一人ひとりとの関わりを大切にしましょう。

〈留意点〉

- 子どもの衣類に唾液や鼻水が付着している場合はこまめに着替える。
- 子どもの咳やくしゃみを職員が浴びた際には手、首などそれらが触れたと思われる場所を速やかにティッシュ等でふき取り、できる範囲で手指消毒等を行う。また、活動が落ち着いた時を見計らって、手洗いを流水と石鹸で丁寧にを行う。
- 活動の区切りで手を洗うことが習慣づくように、子どもに伝えたり、一緒に手洗いを行っていく。

(3) 外遊び・散歩について

戸外では、子どもは開放感を味わいながら思い切り活動することができ、室内活動と比べると、感染リスクが低い活動と言えます。コロナ禍での外出自粛等により、子ども達の運動不足が懸念されており、レベル0～1の状況下では、感染予防を行いつつも、十分な戸外遊びを保障していくことが重要と考えます。

園庭等での外遊びでは、分散して過ごせるような環境設定を検討し、密にならない工夫をして活動することが大事となってきます。園庭遊具を使用する際にも、密にならないように利用人数の配慮等が必要です。

散歩に出かける際は、例えば、人が多く集まらない時間帯を選んだり、近隣園と連携を取り合うなどの工夫で、散歩先での混雑を避け、広い場所で思い切り体を動かす経験をたくさん味わえるようにしましょう。

〈留意点〉

- 園庭遊びは、乳児・幼児、曜日や時間を分けて、分散して行うようにする。
- 活動の前後には、必ず手洗いをを行い、習慣化する。
- 園の周辺状況によっては、近隣住民、施設への配慮をしながら、理解を得る。

- ・ 地域保育ネットでつながり、近隣園との関係作りを行う。
- ・ 状況により戸外に出られない場合でも、様々な運動遊びを取り入れ、十分に体を動かす経験ができるように工夫する。

(4) 給食について

給食は、子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために、また、子どもの健康増進のために重要である一方、飛沫が飛びやすく、感染リスクが高い場面でもありますので、感染防止と食事の楽しさのバランスに配慮していくことが大事になってきます。

給食を実施するにあたっては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。配膳を行う職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、配膳が可能であるかを確認してください。

①食事環境構成について

各保育施設では、給食時の感染予防に様々な工夫をなさっていると思いますが、まずは、子どもの状況（アレルギー児、生活リズム、子ども自身の要求）に応じた食事の提供＝子どもが食べたい時に食べられる環境設定を検討することが重要だと考えます。

食事の始まりと終わりを調理室と連携を取りながら、可能な範囲で子どものタイミングで行うことで、子どもが自発的に食事に向かう環境を作ると同時に、一斉行動が減り、密の状況を緩和することにも繋がっていくのではないのでしょうか。

そのうえで、各保育施設の状況に合わせて、テーブルに座る人数を減らす、テーブル配置を工夫する、飛沫防止の衝立を設置するなどの感染防止策を検討し、行ってください。

〈留意点〉

- ・ 子どもの生活リズムも考慮し、時間差をつけて食事へ促す。
- ・ アレルギー児への対応は従来通り、マニュアルに沿った対応を行う。
- ・ 食事の時間は楽しいものであるということを基本としながら、食事時の友達との会話（声の大きさなど）や食事に向かう姿勢などについて、子ども達と考える機会を作ることができるよう調理・栄養士と一緒に取り組んでいく。
- ・ 換気、子ども同士の距離等に十分に気を付ける。

②食事準備について

当面の間、配膳・盛り付けは職員が行うようにし、エプロン、三角巾、マスクは必ず着用するとともに髪の毛等が出ないように衛生面で十分配慮してください。盛

付の量等については、今まで以上に調理室と連携を取りながら検討してください。

〈留意点〉

- ・ 職員は清潔なエプロン、三角巾、マスクを着用する。
- ・ 食事準備（配膳、手洗い等）の手順や動線を工夫し、密をなるべく避けるようにする。
- ・ 職員は子ども一人ひとりの食事量について適量を把握し、適切な量の提供ができるように努める。おかわりを提供する場合は、決まった職員が衛生に配慮しながら配食を行っていく。

③食事介助

職員間で意識を持ちながら、従来の食事の楽しさを伝えることに加えて、感染予防の観点も加えて食事介助を行うことが大事になってきます（例えば子どもと介助職員の位置の確認・食べこぼしの処理・台拭きの扱い等）。

〈留意点〉

- ・ 食事介助のエプロンは常に清潔に保つようにする。
- ・ 食事介助をする際には手指の衛生に努める。
- ・ 特に0，1歳児の食事介助では、唾液等に触れる可能性が高くなるため、複数の子どもを同時に見る際には十分に気を付ける。

（5）排泄について

トイレは糞便等が飛散する可能性があるため、感染リスクが高い場所とされています。おむつ交換や便の処理の手順・消毒等を職員間で周知徹底し、対応するようにしましょう。

トイレに促す際には、定時排泄ではなく、子どもの尿意や便意に応じた排泄を一人ひとりの発達に合わせて行うことで、排泄の自立（一人で行える）と自律（自分の意思でしたい時に）に繋げつつ、自然にトイレでの3密を避けることに繋がるような働きかけが大事になってきます。各保育施設に応じた対応の検討をお願いします。

〈留意点〉

- ・ 複数の幼児クラスが、1か所のトイレを共用している場合は、担任同士で連携をとり、時間差をつけるなどして、トイレ内で密にならないように配慮する。
- ・ 手を洗う際は間隔をあけて並び、石鹸等を使ってよく手を洗うように伝える。
- ・ タオルの共用はしない。ペーパータオルを使用することが望ましい。
- ・ トイレ内もこまめな換気を行うようにする。
- ・ ウイルスが便中に排泄されるため、処理をする際には、手袋の着用、おむつ交

換シートの消毒等を徹底する。

- 使用済みおむつの保管方法を職員間で周知徹底する。

(6) 午睡について

感染予防の観点から、布団を敷くスペースを空けたり、午睡用の部屋を分けるなどの対応が考えられますが、もう一度、一人ひとりの生活状況や年齢ごとの生活リズムを踏まえ、保護者とも連携しながら、午睡のあり方について考えることが重要です。

午睡と休息を分けることで、子ども一人ひとりにあった健康な生活リズムが身に付くとともに、午睡スペースを広くとることができ、密の解消にも繋げられるという利点もあります。各保育施設の状況に応じた対応の検討をお願いします。

〈留意点〉

- 午睡中でも、定期的に換気を行うようにする。
- 頭の位置を交互にして寝るなどの工夫をする。
- 布団を敷く際には、可能な範囲でスペースを空けるようにする（布団一枚分のスペースを空けることが望ましい）。
- 午睡中に咳が頻繁に出るなどの症状が見られる子どもがいたら、距離を離す、別室に移動するなど、他児から速やかに離す配慮を行う。
- 午睡や休息によって、体を休めることの大切さを子どもとともに共有する。

(7) 行事等について

行事は、子ども達の成長を喜び合ったり、成長の節目になるもの、伝統的な行事など、子ども達の成長に大きな役割を果たすものです。一方で園児が同じ場所に集まったり、保護者が参加したりすることによって、多くの人数が集まることになり、感染予防に特に注意が必要になります。

行事を計画する際に、何故、この行事を行っていたか（行事の意味）を再度、見直し、形や内容は今までやってきたものと変わるかもしれませんが、現在の状況でも子ども達が主体的に活動し、楽しめる行事を検討・実施していくことが大事になってきます。

※区としての行事に対する考え方は、別添資料 7月31日付「区立保育園の今後の保護者参加行事の対応について」をご確認ください。

(8) 地域の保護者等に対する子育て支援（地域交流等）について

現在のコロナ禍での状況では、保育園に不特定多数の方を入れるということは難しいとは思いますが、一方で地域の在宅子育て家庭の方が外出自粛等で行き場を失っており、どう支援していくかが課題となっています。このような状況であるから

こそ、地域と助け合い、協力しながら支援を行っていくには、どうすればよいかという視点での検討をお願いします。

保育対応レベル1では、感染予防と内容を検討したうえで、園の運営体制で実施することが可能な場合は、行っていただいで構いません。

〈留意点〉

- ・ 密にならない、感染リスクを抑える活動内容の工夫をする。
- ・ 園の運営、職員体制により受け入れ可能な人数を検討する。
- ・ 参加者の体温、体調確認を行い、記録をとる。参加保護者のマスク着用及び、手指消毒の協力をお願いする。
- ・ 園庭や遊戯室、空き保育室等を活用し、なるべく保育室には入らないような内容を検討する。
- ・ 園での交流以外でも、ホームページやWEBを活用したり、電話、メール相談などでの対応も検討する。

(9) 衛生管理・換気について

保育施設内の日頃からの清掃や衛生管理を心がけ、清潔に保つことが重要となってきます。また、密閉空間を避けるため、換気については、1時間に2回以上、2方向の窓を1回数分程度全開にし、風の流れを作りましょう。窓が一つしかない場合でも入口のドアを開けるなどしたり、扇風機や換気扇を併用することで効果があります。

〈留意点〉

- ・ 子どもがなめたり、触ったりする遊具については、洗えるものは洗い、こまめな入れ替え、消毒等を行っていく。
- ・ 鼻水等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、捨てる。ごみ箱にもビニールをかけ、回収の際は口をしっかりと縛り、廃棄する。感染予防のため、フタ付のごみ箱を使用するのも効果的。
- ・ 子ども個人のコップや水筒を持参している場合は、衛生管理に留意してください。
- ・ 換気の際は、子どもが外に出てしまったり、不審者等が侵入したりすることがないように、職員全体で確認し、必要に応じて対策を講じる。
- ・ 夏季には、冷房時でも換気扇や窓の開放によって換気を確保する必要がある。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のため、エアコンの温度をこまめに設定する。
- ・ 冬季は冷気が入り込むため、窓が開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなるため、可能な限り換気に努めてください。保育室の室温は

18度以上を目安に、暖房器具を使用しながら、換気を行ってください。また、人がいない部屋の窓を開け、廊下等を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、室温変化を抑えるのに有効です。※常時換気設備が設置されている施設については、その限りではありません。

- 近隣の方との日頃のやり取りの中で、新型コロナウイルス感染予防のため、窓を開けるなどの換気が必要なことを伝え、理解と協力を得られるようにする。

（10）職員関連事項について

①職員の休憩と休憩スペースについて

- 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避けるようにしてください。
- 休憩スペースは常時換気するように努めましょう。
- 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒してください。
- 使用する際は、入退室の前後に手洗いをするようにしましょう。

※園で感染者が発生し、保健所の調査で濃厚接触者として特定されている主な理由として、食事の際の会話がよく指摘されています。食事中はマスクを着用していないので注意しましょう。

②職員会議・打合せ等の持ち方について

会議は職員が多数集まることが予想されるので、3密の状況を作らないように対策をしたうえで、行ってください。

【例】

- マスクを着用し、間近での対面を避けるようにしましょう。
- 会議中は定期的に換気を行いましょう。
- 会議内容を精査し、必要最小限の参加人数で長時間にならないようにしましょう。
- 職員間の距離をなるべく開けるようにしましょう。

3、子ども・保護者・職員への支援（保育対応レベル1～3共通）

（1）子ども・保護者の心のケアについて

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休園措置や登園自粛要請、感染予防のための家庭保育など子ども達の環境はめまぐるしく変化しています。保育所等での生活を再開した際の子どもの生活リズムや体力を取り戻す支援、自分で自分を守る方法を身につける健康教育、また不安への対処などに取り組んでいくことが必要となります。

これらには保護者との連携は欠かせないものとなりますが、保護者も不安定な状況下で子どもや家族を感染から守ることと経済的な活動を続けることの狭間にいます。保育所は子どもと家族を支えていくうえで重要な役割を担っています。

①子どもへの支援

子どもの発達年齢によって反応は異なり、理解力も異なりますので、発達年齢にあった安心できるケアを考え、支援していくようにしましょう。

また、新型コロナウイルスに対してやみくもに恐れるのではなく、感染症や現状への正しい情報を伝え、差別や偏見等に繋がらないようにしましょう。

〈留意点〉

- 大人の不安感や緊張、生活パターンの変化を敏感に感じ取って、子ども達の様子にも少なからず変化が見られる。不安な気持ちを受け止め、今の状況を分かりやすく伝えていき、安心感を持てるようにする。
- 子どもが不安や疑問を感じた際に、いつでも話を聞く姿勢でいるようにする。
- 制限、我慢の状況に慣れるのではなく、活動を工夫したり、子どもとアイデアを出し合うなど、子どもが主体的に活動できるよう支援する。
- 幼児を中心に手洗いや咳エチケットなど感染防止のための新しいルールについて、それらが子ども達自身や周りの人をどのように守ることにつながるのかを伝える。
- 休園中の子どもについても定期的に連絡をとり、園の様子を伝えたり、必要に応じてケアを行っていく。

②保護者への支援

感染予防のため、保育室に入れないので、保育所等での子どもの様子がわからない、以前のように職員とゆっくり話ができないなど、子どもの情報の共有や保護者の悩みをどのように受け止め、理解していくかが課題となっています。

また、育児休業の延長等により、家庭保育を行っている保護者については、園の様子が分からない、子どもの家での過ごし方に困っているなどの声も聞かれます。

保護者への支援も今までとは異なる形で進めていく必要があります。

〈留意点〉

- 保育所等での子どもの保育の様子を掲示するなど、情報発信を積極的に行う。
- 仕事と感染リスクの狭間にある難しさに共感し、できる限り保護者に寄り添いつつ、対応する。
- 気になる保護者には、面談や電話相談など、どのような形であれば、じっくりと話す時間を設けることが可能か検討し、実施する。

- ・ 家庭状況に沿った職員の対応方法、だれがどのように行うかを整理し、職員全体で情報共有できる仕組み作りをする。
- ・ 長期間休んでいる家庭には、定期的に電話で家庭の様子を確認したり、園の情報を与え、保護者の不安を取り除く。

(2) 職員への支援について

職員は、目に見えないウイルスへの感染防止策を実践することによる不安や緊張感、自分が感染したらどうしようという不安の中、保育を行っており、様々なストレスを感じています。ストレスを溜めこまないことが長期的な対処法となってきます。

①新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持つ。

感染症に対する不安や恐怖に委縮して気持ちが負けないように、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識・情報を得て、職員間で共有するようにしましょう。

〈留意点〉

- ・ 区から発信される新型コロナ関連の通知の確認、区ホームページ、厚生労働省ホームページなどに定期的にアクセスして確認しておく。
- ・ 施設長や看護師等が中心となり、正しい情報の発信に努めてください。
- ・ 職員会議等で、感染予防策について話し合い、知恵を出し合うことで、職員全員が予防策の意味について理解し、主体的に協力して実践できるようにしていく。

②職員のメンタルケアについて

職員の健康管理、精神安定も保護者と同様と考えていくことが大事です。立場、部署、個人の事情、課題など一律ではないので、ケース別に職員全体で協力しながら、対応しましょう。

〈対処法〉

- ・ 職員間で対話の時間を持ち、自分の気持ちを出せるようにする。
- ・ 職員間でコミュニケーションをとるよう心がけ、互いに労をねぎらう。
- ・ 意識して、会議（交流）の時間を作り、コミュニケーションの場を提供しあう。
- ・ 職員間で予防策の対応や保護者対応についての振り返りの時間を持ち、情報共有に努める。
- ・ 新型コロナ対応で職員の負担も増えているので、休みや休憩を確保できるように体制を作っていく。
- ・ 施設長は、職員の感染予防策等への感謝とねぎらいの気持ちを表すようにする。

参考文献等

世田谷区

「世田谷区保育の質ガイドライン」

「世田谷区保育園新型インフルエンザ対応行動マニュアル」

厚生労働省通知等

「緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日）」

「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第八報）（令和3年1月7日現在）」

「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付事務連絡）」

「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について（令和2年2月17日付事務連絡）」

「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」

「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について（令和2年5月14日時点）」

「令和2年度の熱中症予防行動について（周知依頼）（令和2年5月26日事務連絡）」

「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）（令和3年1月7日付事務連絡）」

全国保育園保健師看護師連絡会 学術委員会

「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第1版（2020.5.26）」

文部科学省

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）」